## 令和2年度 当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途について

平成26年4月1日に消費税が5%から8%に引上げに伴い、その引上げ分に係る地方消費税交付金は、使途を明確化し、社会保障施策に要する経費へ充てるものとされています。

令和2年度一般会計当初予算においては、地方消費税交付金(社会保障財源分)を次のとおり社会保障施策経費へ充当しています。

(単位:千円)

款				財	源  内	訳		(平)匹,[1])	
	項	令和2年度 当初予算額	特 定 財 源			一般	財源	一般財源のうち	
			国道支出金	地方債	その他		うち地方消費税交 付金(社会保障財 源分)の充当額	社会保障施策に要 する経費	
3.	民生費	815, 120	298, 734	60, 800	7, 083	448, 503	38, 000	81, 792	
	1. 社会福祉費	610, 134	193, 904	32, 900	6, 250	377, 080	7, 026	50, 818	
	2. 児童福祉費	204, 977	104, 830	27, 900	833	71, 414	30, 974	30, 974	
	その他	9				9	0		
4.	衛生費	706, 941	1, 038	6, 100	52, 223	647, 580	0	25, 370	
	1. 保健衛生費	608, 340	1, 038	6, 100	40, 145	561, 057	0	25, 370	
	その他	98, 601			12, 078	86, 523	0		
合計額		1, 522, 061	299, 772	66, 900	59, 306	1, 096, 083	38,000	107, 162	